

山形県立保健医療大学客員教授等の称号の付与に関する規程

平成30年10月15日

規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）において、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という）の称号の付与について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「客員教授等」とは、本学に常時勤務する教員以外の者で、本学教員と一定期間、専門的かつ高度の共同研究を行うほか、本学の教育又は研究の実施体制上必要と認められ、教育研究水準の向上をもたらすことが期待できる者に付与する称号をいう。

(選考)

第3条 客員教授等の選考は、学長が発議し、教育研究審議会の議決を求めるものとする。

2 前項の選考に際し、学長は、教授会、教育推進委員会その他学長が必要と認める会議の意見を聴くものとする。

(採用)

第4条 客員教授等の採用については、前条第1項の議決を経て理事長が決定する。

(資格)

第5条 客員教授等として選考できる者は、第1号及び第2号又は第3号に該当するものとする。

(1) 本学において引き続き3月以上、専攻分野について研究又は教育に従事する者

(2) 客員教授にあつては本学の教授と、客員准教授にあつては本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者

(3) その他、学長が相応しいとして特に認める者

(称号を付与する期間)

第6条 客員教授等の称号を付与する期間は1年以内とし、更新を妨げない。

(通知)

第7条 客員教授等の称号の付与は、別紙様式による委嘱状を交付して行うものとする。

(報酬)

第8条 客員教授等が、本学カリキュラムに定める授業科目の教授をした場合は、予算の範囲内で、非常勤講師に準じた報酬及び旅費を支給するものとする。

(施設等の利用)

第9条 客員教授等は、本学の教育及び研究に支障のない範囲において、必要な施設及び設備等を利用することができる。

(遵守義務)

第10条 客員教授等は、本学の規程等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 客員教授等は、故意又は重大な過失により、本学の施設及び設備等を損傷したときは、速やかに原状回復又はその損害に相当する費用を弁償しなければならない。

2 客員教授等が本学内において、不慮の事故等により被った損害に対しては、本学は、一切その責を負わない。

(称号付与の取消し)

第 12 条 客員教授等の称号を付与された者が、その称号を保持するのに適当でないと認められる場合は、教育研究審議会の議決を経て、称号の付与を取り消すことができる。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、客員教授等の称号の付与に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ 殿

山形県立保健医療大学客員(准)
教授の称号を付与する

期間は (年号) 年 月 日から
(年号) 年 月 日までとする

年 月 日



公立大学法人山形県立保健医療大学
理事長 ○ ○ ○ ○